



長野県報

2月2日(木)
令和5年
(2023年)
第377号

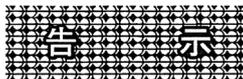
目次

告示

保安林の指定施業要件の変更予定(森林づくり推進課).....	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	2

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(DX推進課デジタルインフラ整備室).....	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業政策課).....	5
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業政策課).....	6
大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定による届出(産業政策課).....	8
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に係る公聴会の中止(4件)(都市・まちづくり課).....	8
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	9
特定調達契約に係る一般競争入札(生活排水課).....	9
特定調達契約に係る落札者の決定(医療政策課).....	11
特定調達契約に係る一般競争入札(医療政策課).....	12



長野県告示第60号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和5年2月2日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡下條村(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県佐久建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年2月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年2月2日

長野県佐久建設事務所長 小林 敏 昭

- 道路の種類 県道
- 路線名 信濃追分停車場線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
北佐久郡軽井沢町大字追分字西軽井沢894番の20地先から 北佐久郡軽井沢町大字追分字西軽井沢894番の20地先まで	旧	m 11.0 ~ 14.7	km 0.0772
同 上	新	13.1 ~ 16.5	0.0772

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年2月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年2月2日

長野県佐久建設事務所長 小林 敏 昭

- 路線名 信濃追分停車場線
- 供用を開始する区間
北佐久郡軽井沢町大字追分字西軽井沢1074番の22地先から
北佐久郡軽井沢町大字追分字西軽井沢984番の20地先まで
- 供用を開始する期日 令和5年2月2日

道路管理課